

## 大田原市区長連絡協議会 区長連絡協議会役員が決まりました

今年度は市内163自治会のうち、全体の約半数である83人が新任の自治会長となり、女性の自治会長は3人となりました。地域を支える担い手として、女性の活躍が広がっています。

5月19日に大田原市区長連絡協議会の総会が開催され、協議会の円滑な運営と地域活動のさらなる充実を図るため、事業計画や予算案の審議、情報共有が行われ、今後の地域活動の推進に向けた意識の共有が図られました。

また、次のとおり役員が選任されました。(敬称略、[]内は自治会名)

- **会長** 平久江 徳昭[須賀川上]
- **副会長** 福島 初夫[大久保町]、菊地 孝行[荒町]、郡司 彰[下町2区]
- **理事** (※は地区区長会長)  
大田原地区 ※福島 初夫[大久保町]、伊藤 三良[沼の袋]、小池 利雄[原町]、小倉 喜之[旭町]
- 金田地区 ※紙本 一富[乙連沢]、新江 俊弘[北金丸]、齋藤 博敏[荒屋敷]
- 親園地区 ※磯 美男[親園北区]
- 野崎地区 ※筒井 雅治[薄葉第2団地]
- 佐久山地区 ※菊地 孝行[荒町]、清水 利雄[新町]
- 湯津上地区 ※伊藤 俊夫[新宿]
- 黒羽地区 ※齋藤 光晴[黒羽田町]
- 川西地区 ※郡司 彰[下町2区]
- 両郷地区 ※鈴木 敬一[寺宿]
- 須賀川地区 ※平久江 徳昭[須賀川上]
- **監事** 北條 秀樹[赤堀西]、熊田 雅勝[南金丸]
- **会計** 鈴木 啓一[片府田]



## 大田原市くらし応援商品券の受け取りおよび使用期間 問商工観光課 本4階 TEL 0287-23-8709

物価高騰などの影響を受けている市民の皆さまを支援するために「大田原市くらし応援商品券」を5月上旬より順次ゆうパックにて全世帯へ配送いたしました。お受け取りになれなかった方は、商工観光課窓口までお越しください。また、すでにお受け取りになっている方も、使用期限内にご利用ください。

● **内容** 1人あたり1万円分の商品券(1,000円分の商品券10枚のシート)

※世帯主様宛で世帯人数分のシートが入っています。

● **対象者** 令和8年4月1日現在で市内に住民登録がある方

● **受取窓口** 商工観光課

※お受け取りには世帯主様の身分証が必要です。

● **受取期間** 10月30日(金)までの平日9:00~16:30

※7月15日(※)、7月22日(※)、7月29日(※)は各日16:30~19:00まで受け取りが可能です。

● **使用期限** 令和8年10月31日(土)まで

● **取扱店** 大田原市くらし応援商品券の取扱店にてご利用いただけます。市HPに最新の取扱店舗状況を掲載しています。



## 介護保険は社会全体で支える仕組みです

介護保険料は、介護が必要な方への介護サービス費用として大切な財源となっています。誰がいつ介護が必要となるかわかりません。そのため社会全体で支える制度となっています。制度の趣旨にご理解をお願いします。

令和8年度の介護保険料は7月に個別に郵送でお知らせします。

● **介護保険料の収め方**

① 年金から天引き(特別徴収)

年額18万円以上の老齢年金、遺族年金、障害年金な

どを受給している65歳以上の方は、原則、年金から天引きされます。

② 納付書払い(普通徴収)

65歳到達間もない方や、介護保険料の段階が年度途中で変更になった方、他の市町村から当市へ転入された方などは、市が送付した納付書で納めていただく方法となります。

なお、保険料が完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。

詳細は、市HPをご覧ください。

### 【介護保険料の算定基準額の見直し】

令和7年(1~12月)の老齢基礎年金の支給額(満額)が82.65万円となったことを踏まえ、第1・2・4・5段階を区分する年金収入等の判定基準額が、令和8年度から82.65万円に引き上げとなります。

### 【令和8年度介護保険料の特例について】

令和7年度税制改正により、住民税に係る給与所得控除の最低保障額が引き上げられましたが、令和8年度介護保険料の算定に関しては特例措置を設け、税制改正前の給与所得控除額を用いて所得金額の算定と、住民税課税、非課税の判定を行っております。しかし、令和7年度、8年度ともに住民税が非課税であり、令和8年度の介護保険料算定においては住民税課税と判定されてしまう方に関しては、特例により、住民税非課税として介護保険料を算定しております。(特例減免)

## 大田原市消防団 消防団員を募集します



問 危機管理課 本3階  
TEL 0287-23-1115

大田原市消防団は市民の生活を守る重要な役割を担っています。しかし、年々団員数が減少し、若年層の担い手不足が課題となっています。

消防団員は、18歳以上で市内に居住または勤務している方であれば入団できます。地元や地域に貢献していただける方を随時募集していますので、興味のある方は下記までお問い合わせください。

問 危機管理課 本3階 TEL 0287-23-1115  
問 大田原消防署庶務予防係 TEL 0287-28-5100



## 令和8年度 健幸ポイント事業のご案内



問 健康政策課 本3階  
TEL 0287-23-8704

日々の健康づくりや健康増進のための活動に取り組んだ方に、その実績に応じてポイントを付与し、獲得ポイントによって景品がもらえる抽選に応募できる「健幸ポイント事業」を行います。

- **参加資格** 市内に住所を有する40歳以上の方(令和9年3月31日までに40歳になる方を含む)
  - **定員** 350名程度(抽選)
  - **ポイントを貯める期間** 9月1日(火)～令和9年2月3日(水)
  - **費用** 無料
- ※申込時の郵送料および抽選応募時の切手代は参加者負担となります。
- **申込方法** 市HPから申込書をダウンロード、もしくは任意の用紙に「健幸ポイント参加希望」と書き、住所・氏名・生年月日・電話番号をご記載のうえ、7月14日(火)～8月14日(金)に健康政策課へ郵送で申し込み(消印有効)

### 【ポイントの対象となる健康づくり活動】

「**必須活動の全項目**」と「**プラス活動を2項目以上**」行くと1ポイント獲得になります。(1日最大1ポイント)  
また、健康セミナーの受講や期間内の健診受診などでボーナスポイント5ポイントの獲得となります。50ポイント貯めると抽選に応募できます。(1人最大3回まで)

必須活動 すべての項目を実施		プラス活動 以下の活動から2項目以上の実施	
健康づくり活動	実施項目	健康づくり活動	実施項目
感染症予防	石けんで手洗い	ウォーキング	・1日5,000歩以上歩く
運動	自分にあった運動	健康管理	・体重を計測し記録する
食事	1日3食摂る	睡眠	・規則正しい、十分な睡眠をとる
口腔ケア	歯磨き	口腔ケア	・定期的な歯科健診 ・口の体操(パタカラ体操)をする
		社会交流活動	・自治会活動に参加する ・ボランティアに参加する など

## 旧総合文化会館解体工事に伴う通行止め

問 総務課 本6階  
TEL 0287-23-8795

旧総合文化会館の解体工事に伴い、工事期間中は周辺の通路および駐車場を利用することができません。迂回路などの詳細につきましては、右の工事区域図をご確認ください。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、電話ボックスは工事期間中も利用できます。

- **工事期間** 令和9年3月中旬まで(予定)
- **場所** 工事区域図のとおり

### 【庁舎敷地に関すること】

問 総務課 本6階 TEL 0287-23-8795

### 【工事に関すること】

問 建築住宅課 本5階 TEL 0287-23-8733

